資料　２

農業農村整備について

農村振興局

平成２６年３月４日

農林水産省

目　次

１．事業の概要　・・・　２

２．農業基盤の課題と対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（参考１）インフラ長寿命化計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21

（参考２）国土強靭化の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22

1. 事業の概要

農業農村整備事業の概要

	事業内容 （規模により国営、県営、市町村・土地改良区営）	農業基盤の課題
１農業水利事業	○　農業水利施設（ダム、堰、用排水路、用排水機場等）の整備・更新 	○　基幹的水利施設(※)の２割が耐用年数を超過 ○　点検・補修による長寿命化の推進 ※受益面積100ha以上の施設
２農地防災事業	○　集中豪雨・地震等の自然災害に対応するための農地の湛水防止、ため池の改修等 	○　集中豪雨の多発化 ○　全国21万箇所のため池のうち1.4万箇所が警戒すべきため池（決壊による下流への影響が大きいもの）
３農地整備事業	○　農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい施設の整備 	○　狭小・不整形の農地は作業効率が悪く、担い手農家も敬遠 ○　大区画化・汎用化により生産コストの大幅削減、と収量の増大

農業水利事業

○ 農業用水の安定供給と排水の改良を図るため、ダム・堰（頭首工）・用排水路・用排水機場を整備。
○ これらの施設の整備・管理は、国と地方が役割分担して実施。

ダム（国）

頭首工（国）

幹線用水路（国）

排水機場（国）

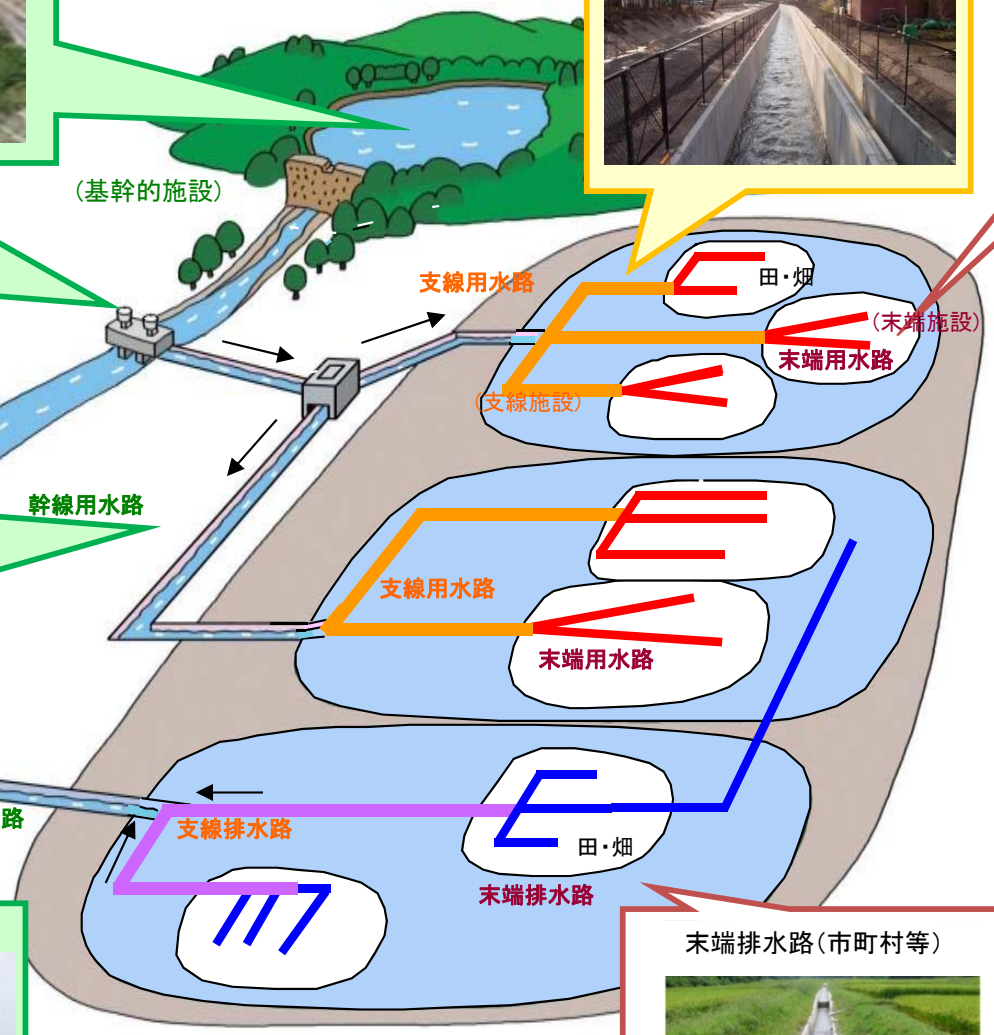

支線用水路（県）

末端用水路（市町村等）

末端排水路（市町村等）

完了後

土地改良区による維持管理

【用水操作】

【ポンプの補修】

【水路の補修】

農地防災事業

○　農地･農業用施設等に対する災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土保全、地域住民のいのちや暮らしの安全の確保に貢献。

排水施設の整備

流域開発等によって、雨水の流出状況に変化が生じ、湛水被害が頻発している地域において、排水施設を整備することにより、農用地の被害を防止するとともに、宅地等の浸水も防止。

台風による農地の湛水状況

排水機場の整備

排水路の整備

〔農地防災事業の歩み〕

- ･た め 池 等 整 備　1953年（S28年）～
- ･地 す べ り 対 策　1953年（S28年）～
- ･湛 水 防 除　1962年（S37年）～

●近年、集中豪雨が増加し湛水被害が増大してきている中で、農地や周辺住宅地の排水対策を推進

（参考）1時間降水量50mm以上の降雨の年間発生回数

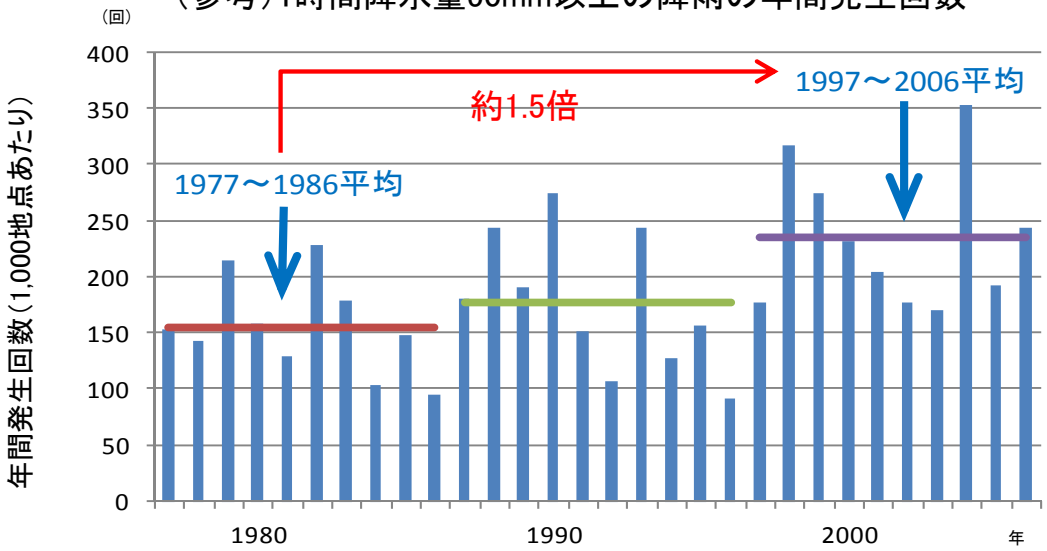

地すべりの防止

地すべりの発生

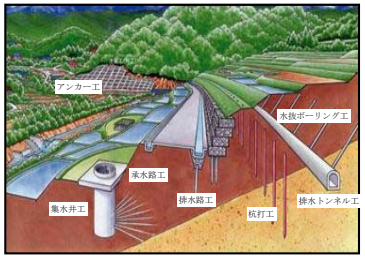

地すべり防止対策工法イメージ図

地すべり対策工事の完了

ため池の改修

老朽化したため池を整備することにより、決壊や崩壊を防ぎ、下流の農用地を守るとともに、宅地や公共用施設の被害も防止。

整備前のイメージ

整備されたため池

台風の影響で決壊したため池

農地整備事業（水田整備）

○　不整形・狭小な水田は、生産性が低く、水田農業の経営規模拡大の大きな障壁。
○　昭和57年から平成23年の約29年間で、水田整備率は35%から63%に向上し、全国平均の10a当たりの稲作労働時間は60時間から26時間と大幅に減少。
○　担い手農家への農地集積は、近年、急速に進展。

水田整備のイメージ

不整形 ⇨ 30a（100m×30m）区画

岐阜県　揖斐川左岸地区

これまでの水田整備

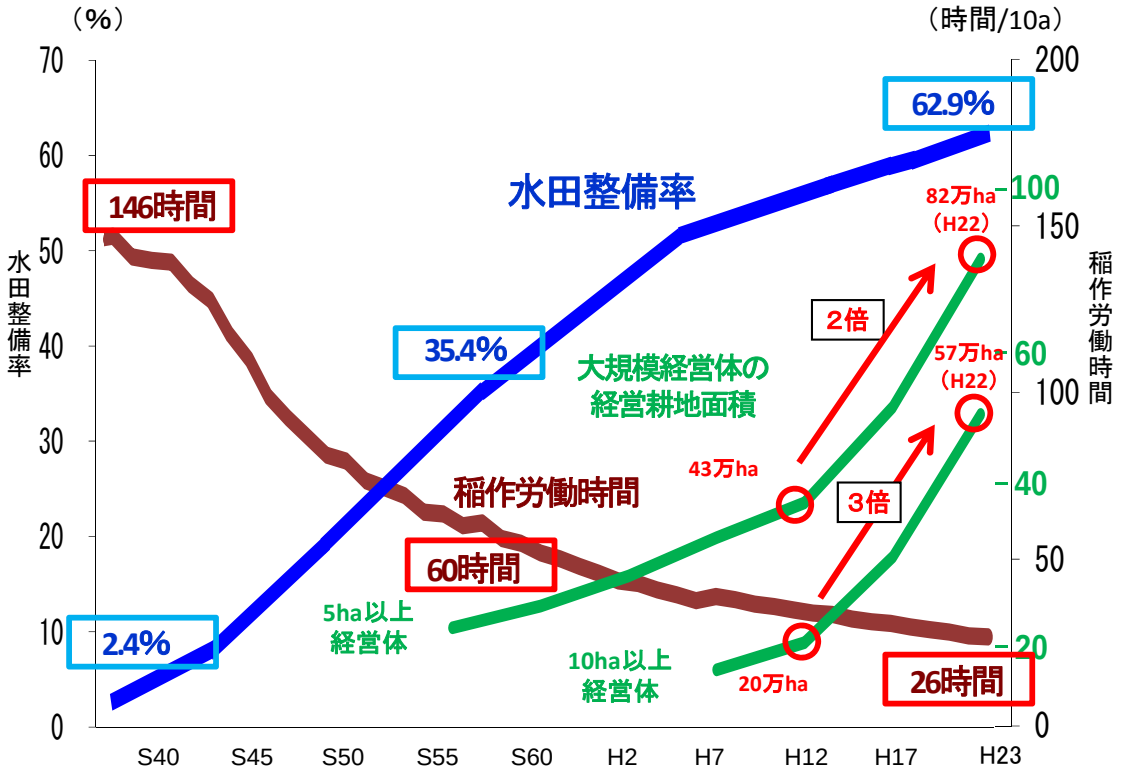

農地整備事業（畑地整備）

○　昭和39年から平成23年の47年間で、畑かん施設整備率は1%から22%、畑の末端農道整備率は4%から74%に向上。

○　畑地かんがい施設の整備により、野菜・果樹等の収量・品質が向上し、高付加価値農業への転換に貢献。

畑地かんがいの効果

品質の向上（メロン）【北海道　発足（はったり）・発足（はったり）2期地区】

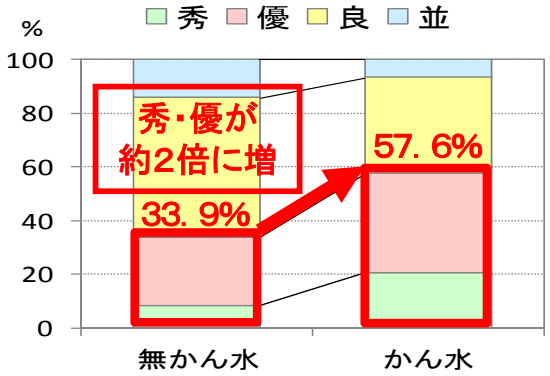

収益性の高い作物への転換【沖縄県宮古（みやこ）地区】

天水による
さとうきび栽培

収益性の高い
マンゴーの栽培

収益性の高い作物への転換【愛知県　豊川用水地区】

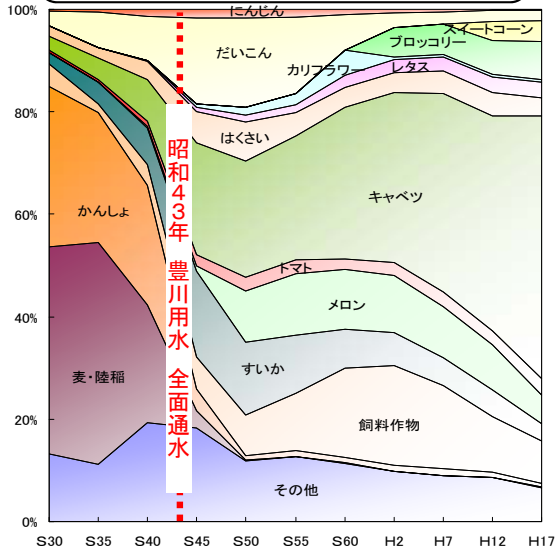

収益性の高い作物への転換【鹿児島県　南薩（なんさつ）地区】

事業着手前と比較して野菜・茶・花き類の増が顕著

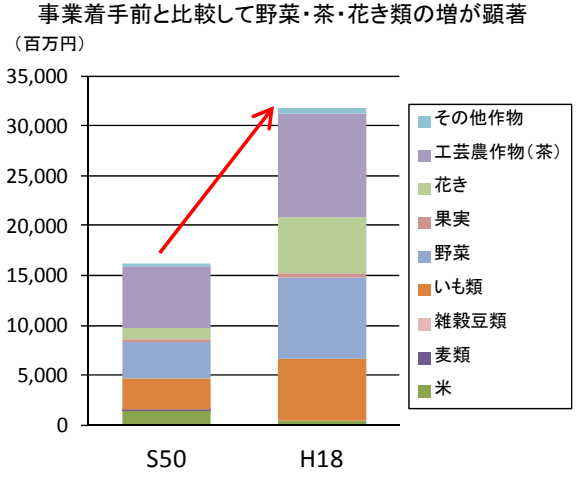

資料：農林水産統計年報及び県営畑かん事業誌

これまでの畑地整備

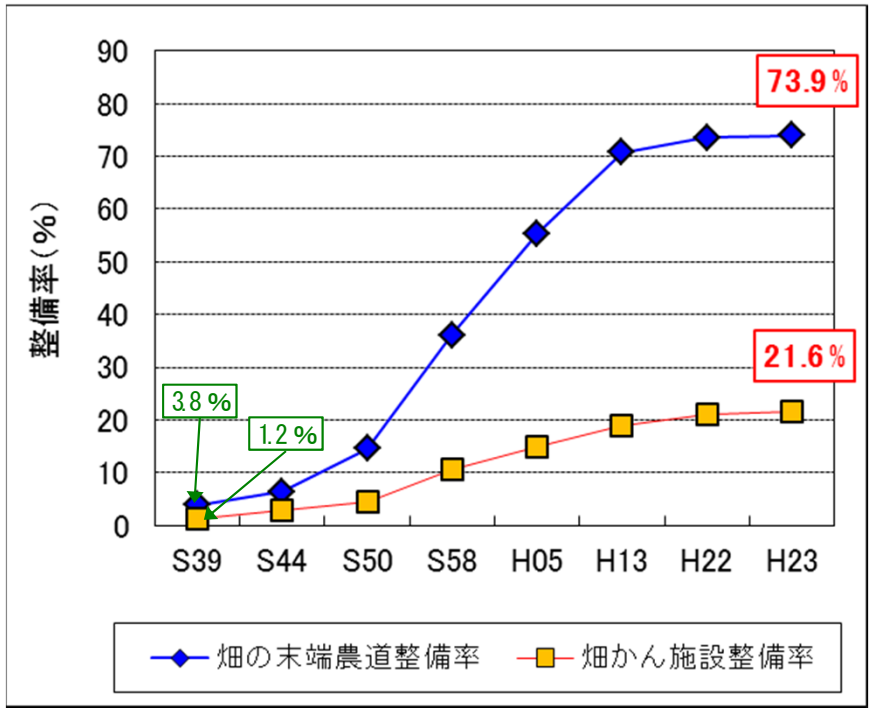

資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」（平成23年7月15日時点）、
農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」（平成23年3月31日時点）
注1）末端農道整備済とは、幅員3m以上の農道に接している畑をいう。

スプリンクラーによる散水

多孔管方式による散水

土地改良事業の仕組み

○　土地改良事業は、農家からの申請と受益農家の３分の２以上の同意があって実施することが原則。
○　都道府県、市町村との協議・調整や第三者である学識経験者等の調査報告、地域住民からの意見聴取等も必要。

土地改良法の原則

（１）申請・同意主義

土地改良事業は、原則として、受益農業者の申請、同意を基本要件として実施。

（社会資本の形成を行うものであるが、農業者の私的財産である農用地の利用関係等に影響を及ぼし、農業者の負担もあるため。）

（２）３分の２強制

土地改良事業は、事業参加資格者（受益農業者）の３分の２以上の同意があれば、強制的に事業を実施し、費用負担させることが可能。

（土地・水系のつながりにより一定の地域内の土地を事業受益地に取り込む必要があるため。）

（３）地域の意向を踏まえた事業計画の策定

国県営事業の計画概要について、市町村長と協議するとともに、地域住民を含め広く意見を聴取する仕組み。

（４）事業計画の見直し

計画を見直す必要が生じた場合にも、当初計画の決定と同様な手続きを経て計画を変更。

土地改良法に基づく手続フロー

（国・県営事業の場合）

地域の**農業者15人以上（申請人）**が計画概要等を策定

⇩

地区内受益農業者の同意取得　（3分の2以上）

⇩

申請人から国又は県へ**事業実施の申請**

⇩

国又は県が事業主体となり**事業計画を策定**

⇩

事業計画の**公告・縦覧**

⇩

計画確定

⇩

事業実施

2. 農業基盤の課題と対応

農業水利施設の老朽化の状況

○ 基幹的な農業水利施設の2割が既に耐用年数を超過。
○ 毎年約500施設が耐用年数を迎えており、農業水利施設の突発事故の件数も増加傾向。

基幹的農業水利施設の老朽化の状況

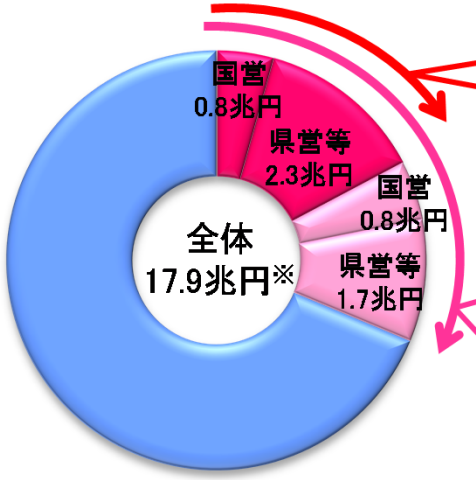

既に標準耐用年数を超過した施設
3.1兆円(全体の17%)

さらに今後10年のうちに標準耐用年数を超過する施設を加えると
5.6兆円
(全体の31%)

うち国営造成施設は **7．7兆円**

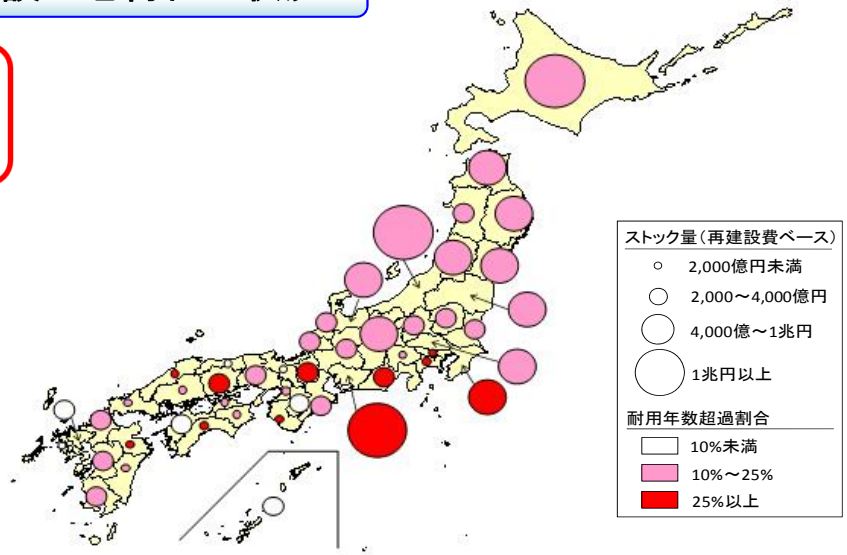

※基幹的水利施設(受益面積100ha以上の農業水利施設)の資産価値(再建設費ベース)

耐用年数を迎える基幹的農業水利施設数の推移

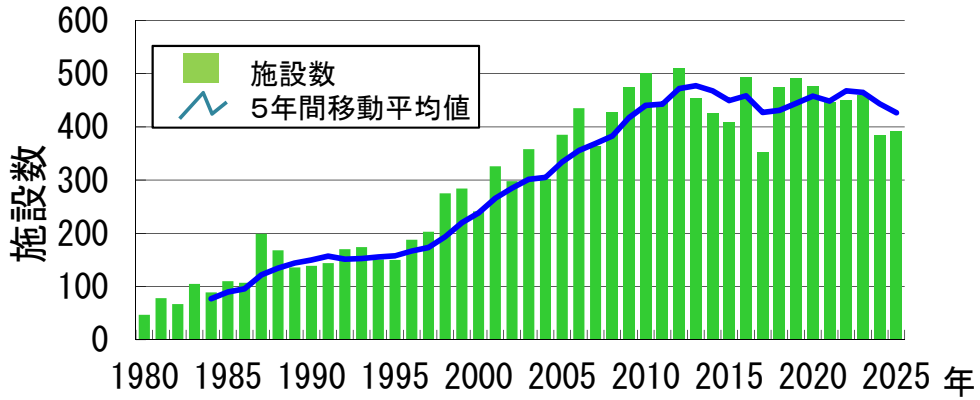

資料:「農業基盤整備基礎調査」による推計
注:上表は、土地改良事業の経済効果算定に用いる標準耐用年数を用い、耐用年数に達したものは更新されるものとして作成

農業水利施設の突発事故発生状況

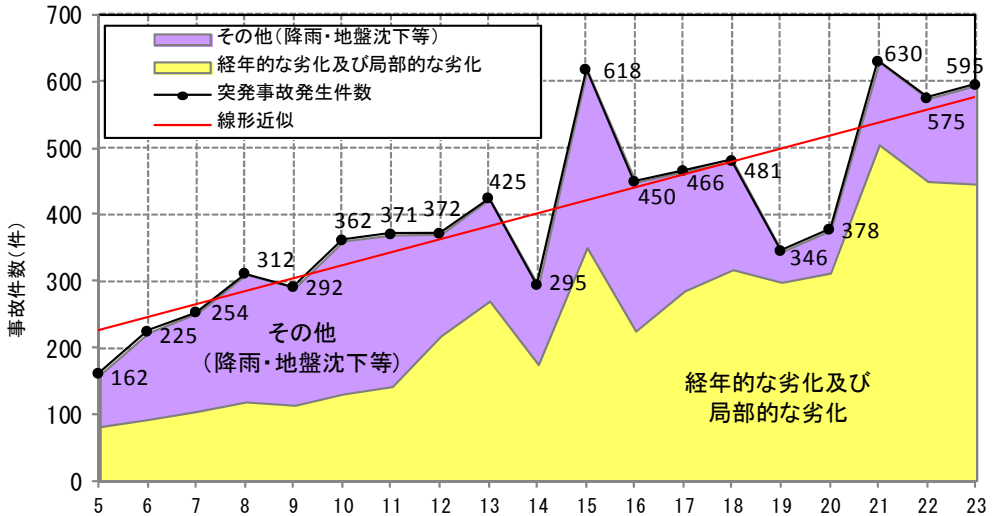

注:施設管理者(都道府県、市町村、土地改良区等)からの聞き取り調査

農業水利施設の長寿命化対策

○ ライフサイクルコストを低減するため、農業水利施設の長寿命化対策を強化。
○ 近年の国営かんがい排水事業の実施地区は、更新・長寿命化対策の地区が大宗。

従来　施設の機能が低下した段階で全面更新

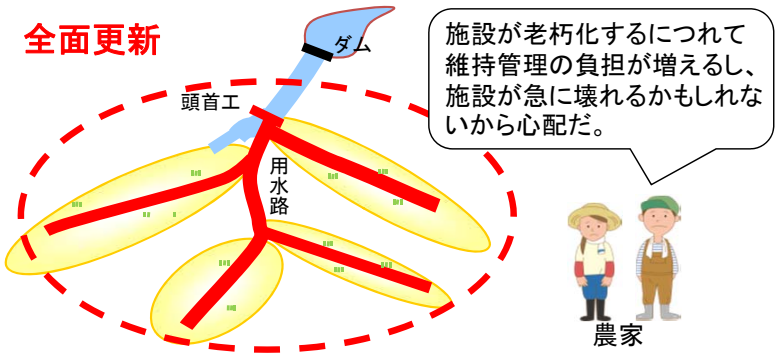

現在　全国各地を小規模事業でカバーし、補修・補強等を機動的に実施

部分的な更新、補修の実施

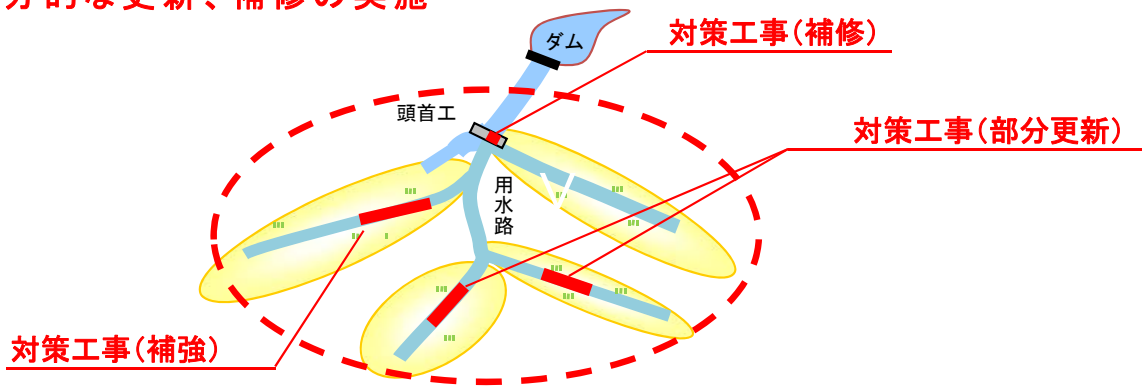

国営かんがい排水事業の体系

事業名		創設年度	事業概要
国営かんがい排水事業		昭和24年度	施設の新設、全面更新、機能向上等を実施
長寿命化対策	国営施設機能保全事業	平成23年度	施設の機能診断に基づき、初期段階での補修・補強を実施
	特別監視制度	平成23年度	老朽化が進行した施設を監視しつつ、補修・補強等を実施
	国営施設応急対策事業	平成24年度	不測の突発事故に対応するための補修・補強等を実施

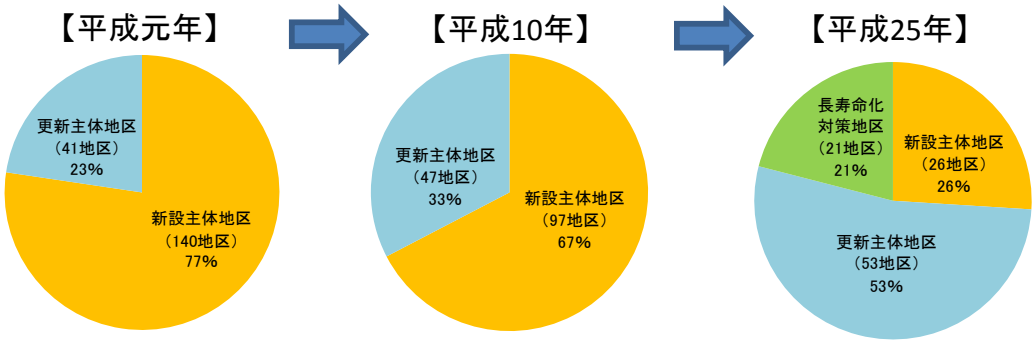

老朽化進行

パイプラインの破裂

側壁が倒壊した水路

点検・補修による長寿命化

ため池の現状

○ ため池は全国に約21万箇所あり、そのうち、決壊した場合に下流の住宅等へ被害が発生するおそれのあるものが約1.4万箇所。
○ 主要なため池の4分の3は江戸時代以前に築造されており、老朽化しているものが多数存在。

全国のため池の箇所数

ため池：約21万箇所

受益面積2ha以上（6.4万箇所）

警戒すべきため池（1.4万箇所）

＜決壊した場合、下流の住宅、公共施設等への被害が発生するおそれのあるため池＞

全国のため池の築造年代

（受益面積２ha以上のため池）

ため池が決壊した場合の湛水被害のイメージ

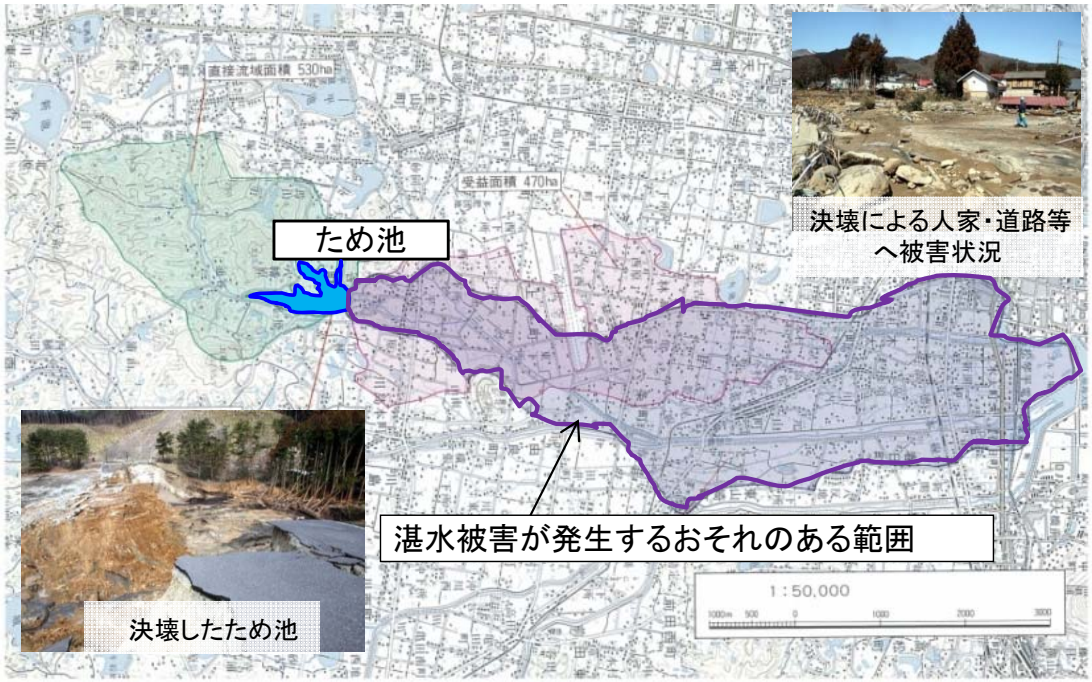

農業水利施設の耐震化対策

○南海トラフ地震の被害想定エリアには全国の農業水利ストックの３割が存在。
○ ハード・ソフト組み合わせた減災・防災対策の推進が急務。

30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率

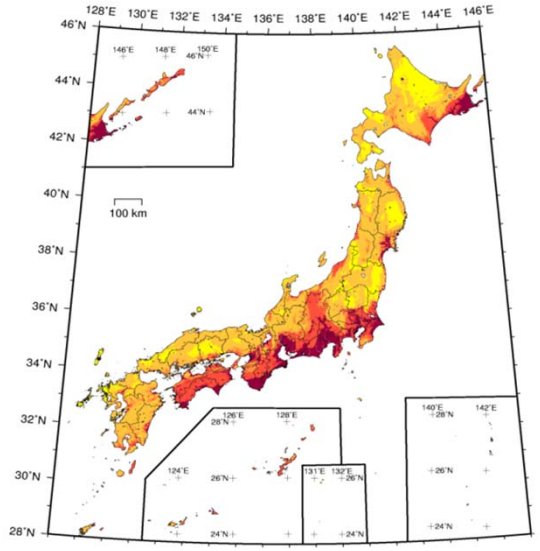

- 26%以上
- 6%～26%未満
- 3%～6%未満
- 0.1%～3%未満
- 0.1%未満

資料：地震調査研究推進本部

南海トラフ地震の被害想定エリア内の基幹的水利施設数

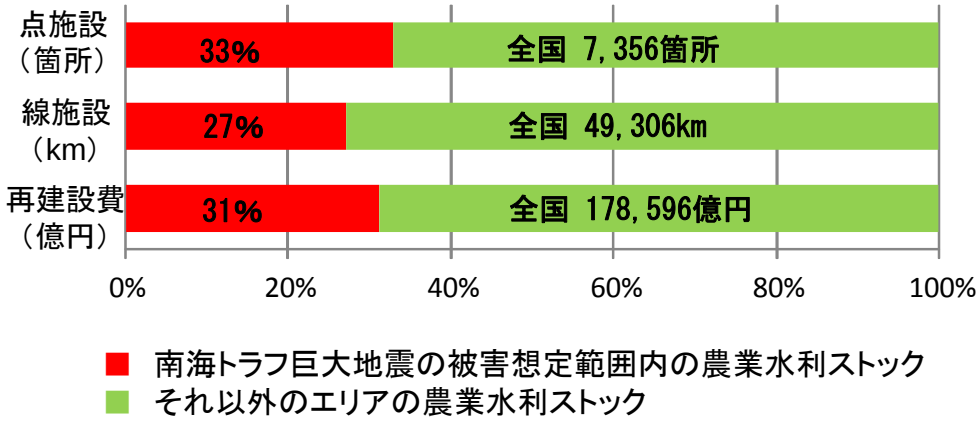

ハード・ソフトを組み合わせた減災・防災

●ため池の点検・整備

●点検調査・ハザードマップの作成

●減災対策の整備イメージ（防災情報伝達体制の整備）

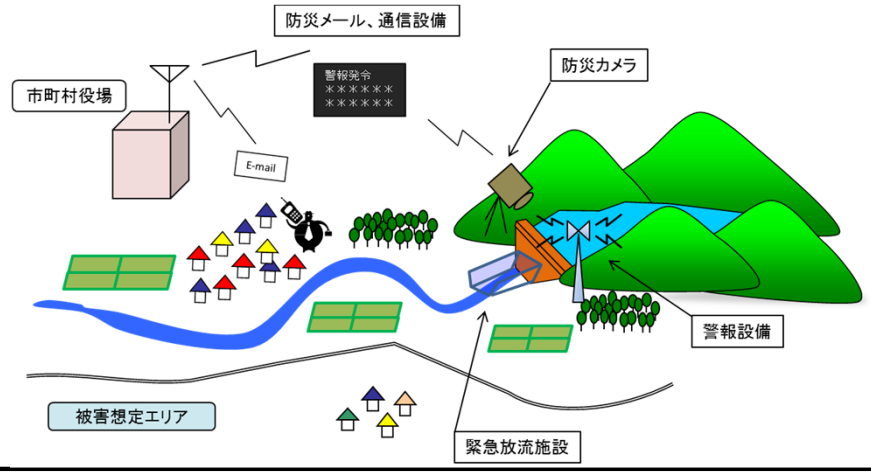

農 地 整 備 の 効 果

○　農地の大区画化や汎用化により、稲作労働時間・生産費は6割縮減、麦・大豆の単収は4割向上。

○区画整理・換地と利用権設定による大区画化・利用集積

1ha以上の区画で整備された地区の状況

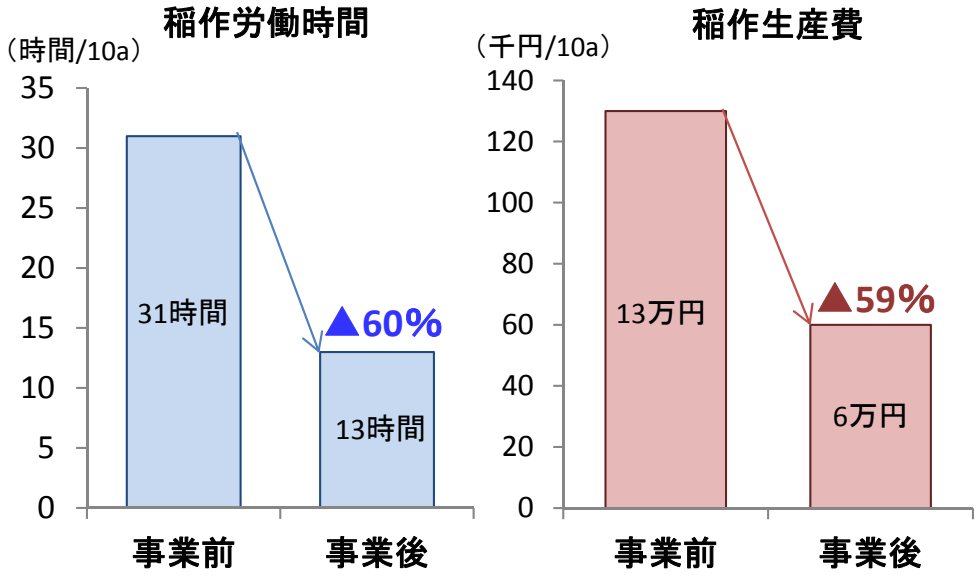

注：1ha以上の大区画化地区（平成21年度完了17地区）の平均

○暗渠排水・地下かんがいによる水田汎用化・水管理省力化

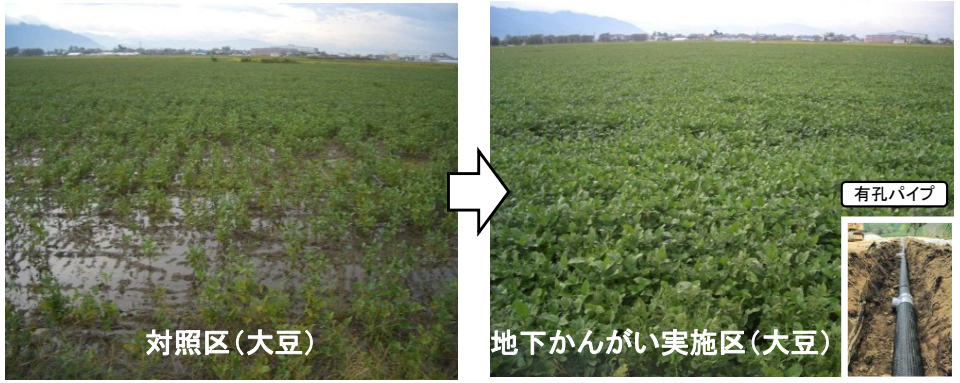

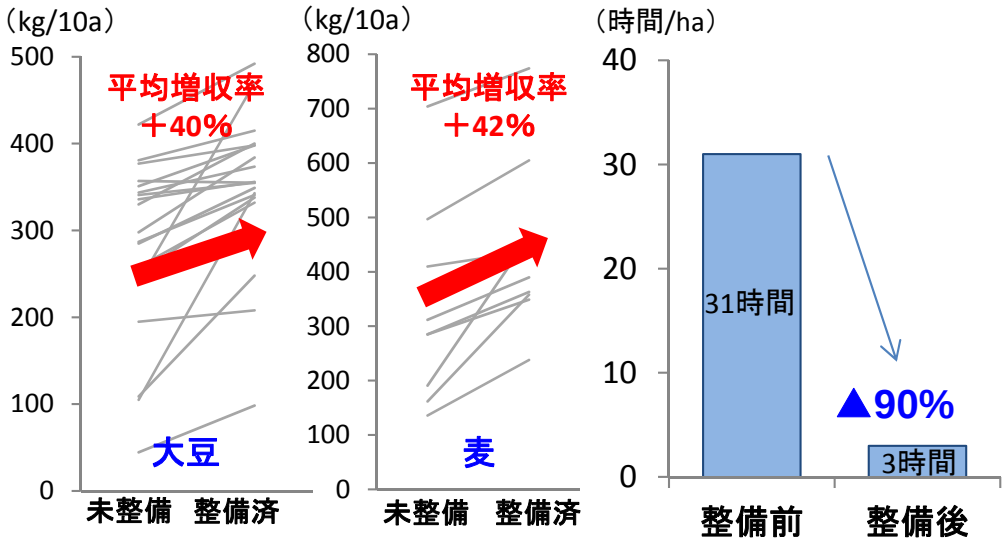

注：国・県等の研究機関の試験成績
（H17～20、大豆のべ22ほ場、小麦のべ11ほ場）

注：地区事例
（北海道中樹林地区）

農 地 整 備 の 対 応

○ 土地利用型農業の体質強化には、①未整備水田の大区画化・集積と、②整備済み農地の更なる高度利用が必要。
○ このため、未整備水田については、大区画化・汎用化等の整備を着実に推進。
○ また、区画が整備されている農地については、区画拡大や暗渠整備を定額助成で迅速・安価に推進。

〇水田整備のニーズ

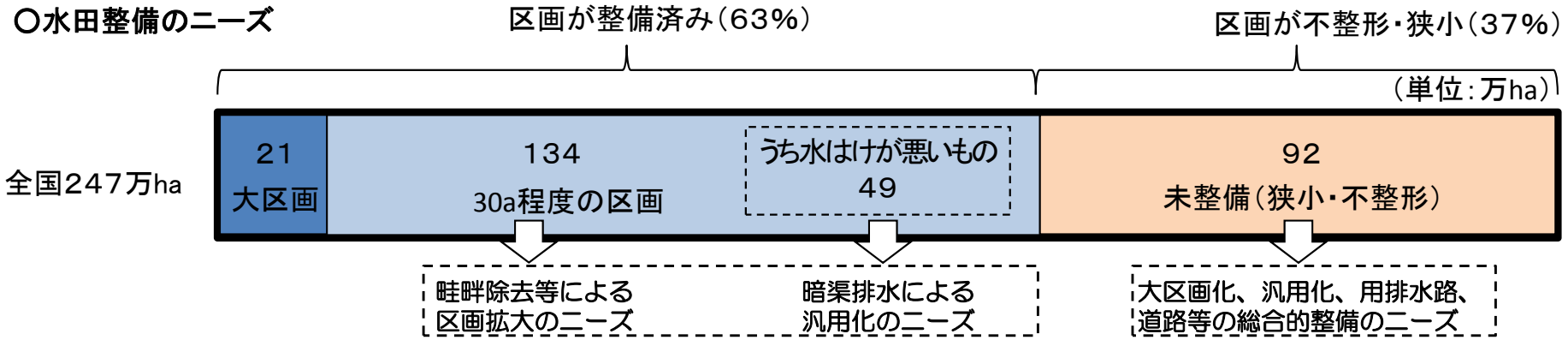

簡易な内容の二次的整備

・区画が整備されている水田は、農業者団体等に対する直接・定額の助成で、区画拡大・汎用化を迅速・安価に推進

【 畦畔除去等による区画拡大の場合】

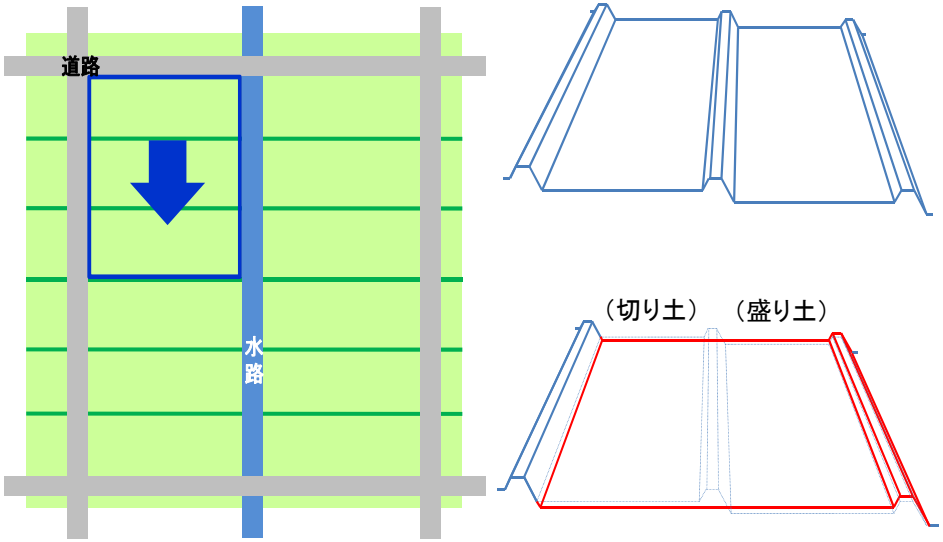

地域全体の一体的な農地整備

・大区画化・汎用化等の農地整備を着実に推進し、その大宗を担い手に集積

【地区事例】

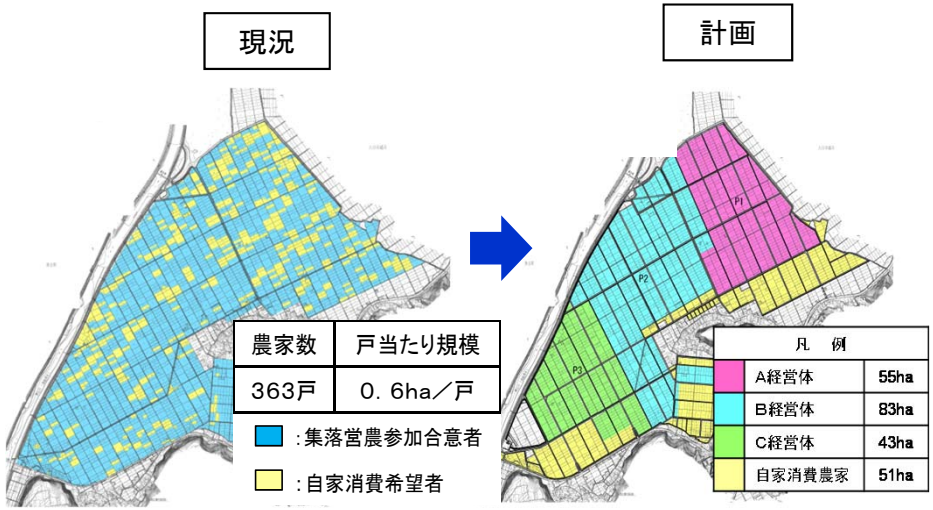

小水力発電推進の取組

○　全国の農業水利施設には、未開発の包蔵水力エネルギーが多く存在。
○　これまでは、落差、流量の条件に恵まれた発電出力の規模も比較的大きな地点での発電が大宗。
○　今後、農業用水の小水力エネルギーを最大限利活用する観点から、低落差・小流量の地点での小水力発電にも取り組んでいくことが急務。

農業水利施設の未開発の包蔵水力エネルギー

全国の農業水利施設には、未開発の包蔵水力エネルギーが多く存在しており、出力が低い地点が多い。

出力別発電ポテンシャル（地点数）

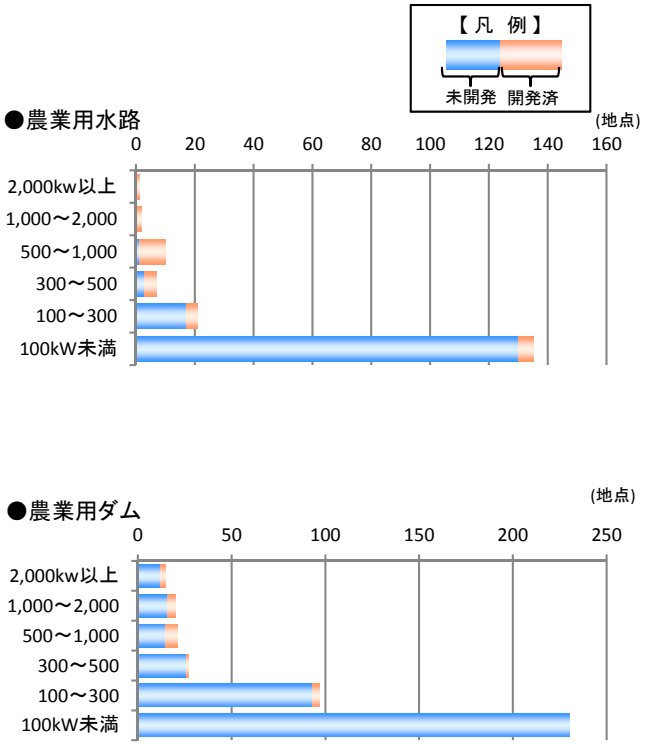

出典：平成20年度未利用落差発電包蔵水力調査　（資源エネルギー庁）

整備済地区の事例

整備済の発電出力規模は比較的大きい。
（整備済31地区の平均最大出力793kw）

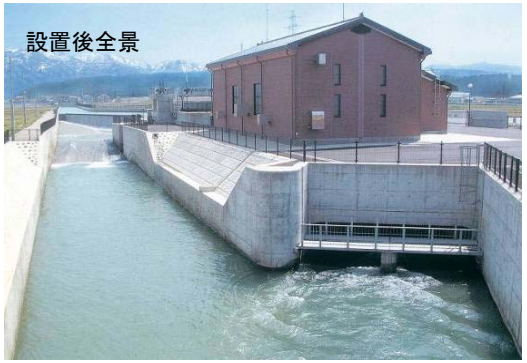

中島地区（石川県）
有効落差5.5m、最大使用水量15.0m3/s、最大出力630kw

ダムの落差エネルギーを利用した小水力発電

迫川上流地区（宮城県）
有効落差63.0m、最大使用水量2.0m3/s、最大出力1,000kw

低落差・小流量の地区の事例

低落差・小流量の未開発地点が多く存在しており、低コスト化による今後の開発が課題。

那須野ケ原地区（栃木県）
有効落差2m、最大使用水量2.4m3/s、最大出力30kw

農業農村整備事業による小水力発電の整備状況（整備完了）

○　農業農村整備事業では、土地改良施設の操作に必要な電力供給などを目的に、昭和58年以降に31地区で小水力発電施設を整備。
○　小水力発電施設（全国31地区整備済）は、全て最大出力が100kW以上の施設で、大半の施設は1,000kW未満。
○　出力合計2.5万kW、年間約1億1,600万kWhの発電が可能。（約33,000世帯の年間消費電力量に相当）*

※ 家庭での年間消費電力量＝1,864億kWh（資源エネルギー庁H22「電力調査統計」）／5,195万世帯（H22「国勢調査」）＝約3,500kWh／年・世帯
農業農村整備事業で整備した31地区の小水力発電施設の年間発電電力量115,632MWh／1世帯の年間電力使用量3,500kWh＝約33,000世帯

小水力発電施設の設置

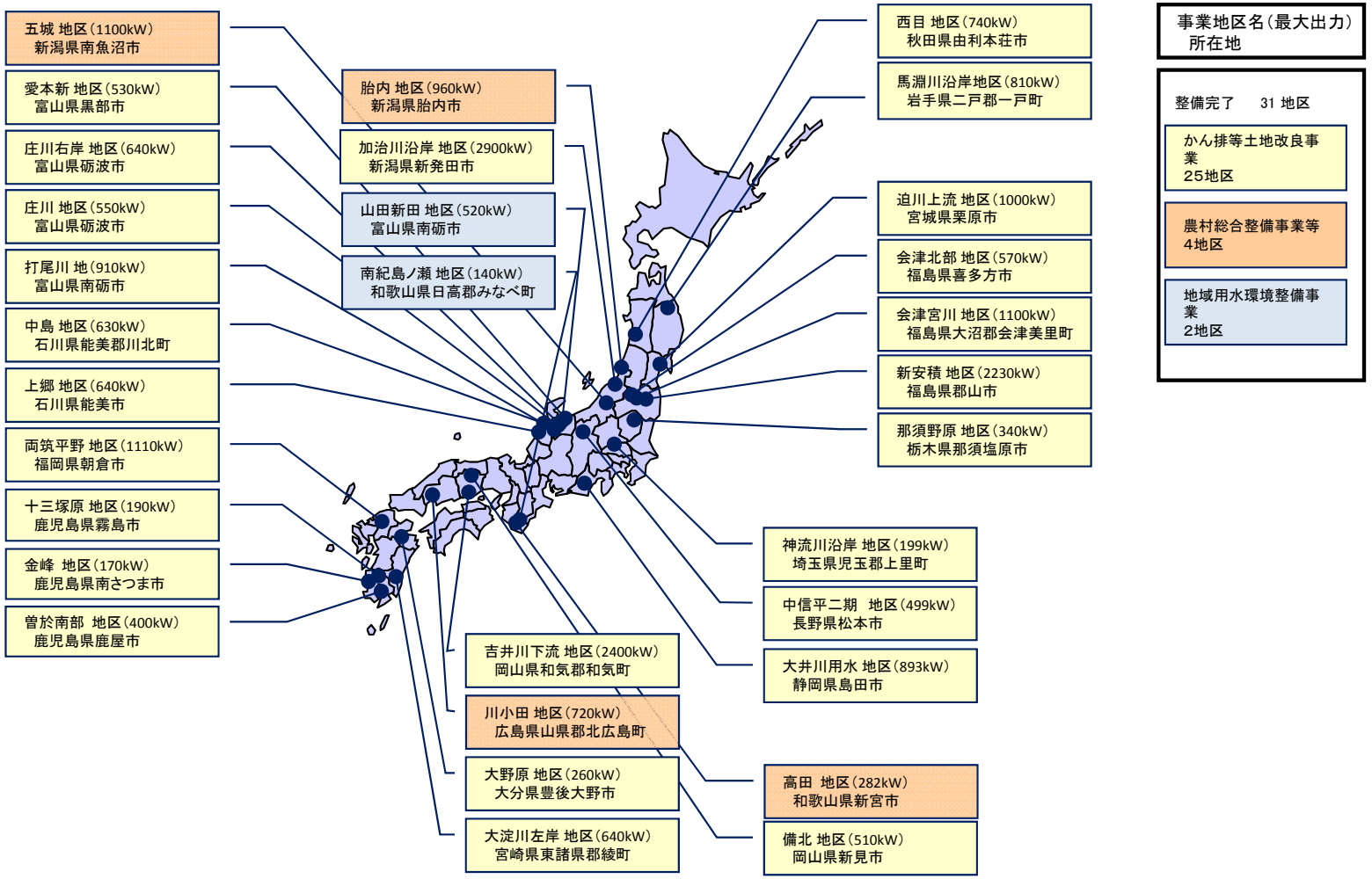

土地改良長期計画（計画期間：平成24年度～28年度）

基本理念：「食を支える水と土の再生・創造」

政策課題	政策目標	重点的な取組
Ⅰ．農を「強くする」 ～地域全体としての食料生産の体質強化～	1．農地の大区画化・汎用化等による農業の体質強化	**○地域の中心となる経営体への農地集積を加速化する整備に重点化した大区画化・汎用化の推進** 【重点指標①】 ○基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率　**約8割以上** （地域の中心となる経営体が耕地面積の大宗（8割）を占める構造の実現に資するため、基盤整備実施地区においても農地集積率を8割とする。現在の中心的な経営体は、大区画ほ場を15%程度有していることに照らし、全国の大区画ほ場の割合も15%程度に引き上げる（大区画水田　20万ha→40万ha）。）
	2．農地・水等の生産資源の適切な保全管理と有効利用による食料供給力の確保	**○基幹的農業水利施設の長寿命化対策** 【重点指標②】 ○基幹水利施設の機能診断済みの割合（再建設費ベース）　**約4割（H22）→約7割（H28）** （国営施設の9割、県営施設の5割で機能診断を了することにより、老朽施設の長寿命化を促進）
Ⅱ．国土を「守る」 ～震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮～	3．被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興	**○農地・農業用施設の災害復旧の推進** 【重点指標③】 ○震災の被災地域における営農再開が可能となる農地の面積　**約1．9万ha** （農業・農村の復興マスタープランに基づき、H26年度までに警戒区域等を除く概ねすべての農地で営農再開）
	4．ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進による災害に強い農村社会の形成	**○防災・減災対策の推進** 【重点指標④】 ○老朽化したため池の整備や排水機場の改修等による農地における湛水被害等の災害のおそれの解消　**約10万ha以上** （今後、農地等に甚大な被害を及ぼすおそれのあるため池等を早急に改修することにより、農地約10万haの湛水被害等を防止）
	5．農地の整備、安定的な水利システムの維持や農村環境の保全等による農業・農村の多面的機能の発揮	**○優良農地の維持、美しい農村環境の保全・創出等による多面的機能の発揮** （2の基幹水利施設の長寿命化、4の防災・減災対策の推進、7の美しい農村環境の保全・創出等により対応）
Ⅲ．地域を「育む」 ～農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生～	6．地域の主体性・協働力を活かした地域資源の適切な保全管理・整備	**○地域協働による農地・農業用水の保全管理** 【重点指標⑤】 ○非農家等の多様な主体の参加による地域共同活動への参加者数　**延べ約1，000万人・団体以上** （農地・水保全管理支払等の地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理・整備を引き続き推進（1000万人・団体は農業就業人口261万人(H22)の約4倍）
	7．小水力発電等の自立・分散型エネルギーシステムへの移行と美しい農村環境の再生・創造	**○小水力発電等の再生可能エネルギーの生産** 【重点指標⑥】 ○小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手済みの地域　**約1，000地域** （これまでに事業により再生可能エネルギーを導入した47地域に対して約20倍）

農業農村整備に関する技術開発計画（計画期間：平成25年度～29年度）

○ 土地改良長期計画に掲げられた政策目標の達成に資するため、実用性に富み社会に貢献できる技術開発の推進と新技術の積極的な活用を図ることが必要。
○ 今後5年間で目指すべき生産基盤の整備等に必要な技術開発の推進方向について、国、都道府県、土地改良区等のニーズを踏まえ技術開発計画を策定。

土地改良長期計画の政策目標

政策課題	政策目標
Ⅰ．農を「強くする」 ～地域全体としての食料生産の体質強化～	1．農地の大区画化・汎用化等による農業の体質の強化
	2．農地・水等の生産資源の適切な保全管理と有効利用による食料供給力の確保
Ⅱ．国土を「守る」 ～震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮～	3．被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興
	4．ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進による災害に強い農村社会の形成
	5．農地の整備、安定的な水利システムの維持や農村環境の保全等による農業・農村の多面的機能の発揮
Ⅲ．地域を「育む」 ～農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生～	6．地域の主体性・協働力を活かした地域資源の適切な保全管理・整備
	7．小水力発電等の自立・分散型エネルギーシステムへの移行と美しい農村環境の再生・創造

技術開発の推進方向

政策目標	技術開発の推進方向
1．農地の大区画化・汎用化等による農業の体質の強化	ア　農地の大区画化等と担い手への農地集積に資する技術 イ　戦略作物等の生産拡大のための水田の汎用化に資する技術 ウ　農業経営基盤の強化のための畑地かんがい整備等の推進に資する技術 エ　基盤整備を契機とした担い手の育成・確保に資する技術
2．農地・水等の生産資源の適切な保全管理と有効利用による食料供給力の確保	ア　農業水利施設の戦略的な保全管理に資する技術 イ　耕作放棄地の発生防止と解消に資する技術
3．被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興	ア　農地や農業水利施設等の迅速な復旧に資する技術 イ　先進的な農業の展開のための基盤整備に資する技術 ウ　被災集落の復興整備に資する技術
4．ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進による災害に強い農村社会の形成	ア　農地防災対策の総合的な推進に資する技術 イ　ハザードマップ等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策の推進に資する技術 ウ　土地改良施設の耐震強化や津波対策に資する技術
5．農地の整備、安定的な水利システムの維持や農村環境の保全等による農業・農村の多面的機能の発揮	ア　地域農業の変化に対応する用排水のリスク評価及び運用管理手法の開発に資する技術 イ　地球温暖化の影響評価と対応に資する技術
6．地域の主体性・協働力を活かした地域資源の適切な保全管理・整備	ア　地域が主体となった地域資源の保全管理に資する技術
7．小水力発電等の自立・分散型エネルギーシステムへの移行と美しい農村環境の再生・創造	ア　小水力発電など農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの導入促進に資する技術 イ　生態系や景観等の美しい農村環境の保全・創出に資する技術 ウ　農業集落排水施設や汚泥リサイクル施設等の整備に資する技術

（参考１） インフラ長寿命化計画
（参考２） 国土強靱化の取組

インフラ長寿命化計画

○ インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月策定）に基づく全国的な長寿命化計画の体系的作成、及び監視強化により長寿命化対策を一層徹底する取組を推進。
○ 農業水利施設の特性を踏まえ、所有者と管理者が一体となったライフサイクルコストの縮減・平準化の取り組みが重要。

インフラ長寿命化基本計画

策定主体 ： 国
対象施設：全てのインフラ

1. 目指すべき姿

- 安全で強靭なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

2. 基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- メンテナンス産業の育成
- 多様な施策・主体との連携

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針
  （対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画
  （対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等
体制の構築	[国]資格・研修制度の充実 [地方]維持管理部門への人員の適正配置 [民間企業]入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

安全性や経済性等の観点から必要性が認められる施設

行動計画

策定主体 ： 各インフラを管理・所管する者※1
対象施設 ： 安全性等を鑑み、策定主体が設定

行動計画において策定することとした施設

個別施設計画

策定主体 ： 各インフラの管理者※2
対象施設 ： 行動計画で策定主体が設定

※1 各インフラの管理者及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関。
※2 管理者以外の者が法令等の規定によりそのインフラの維持管理・更新等を行う場合にあっては、その者。

農林水産省の行動計画及び個別施設計画のイメージ

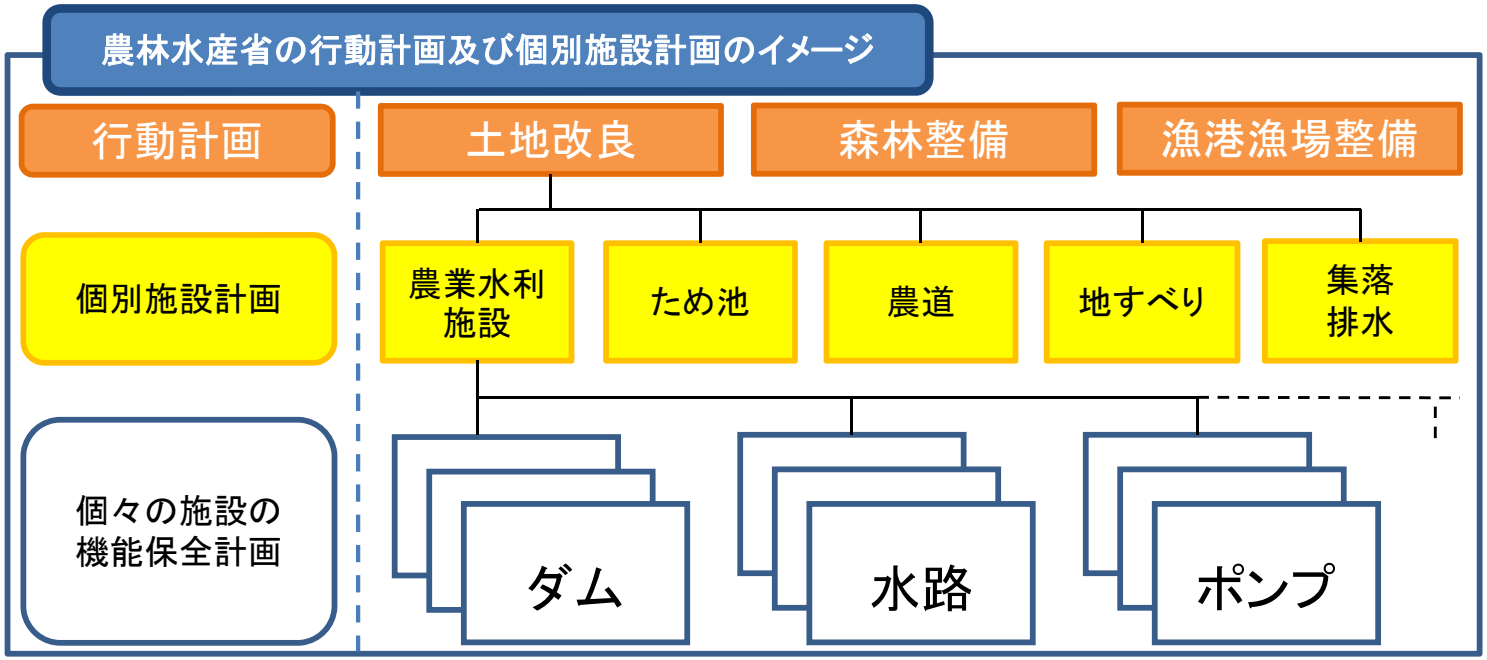

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法　概要

（平成25年12月11日　公布・施行）

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行わなければならないこと。

基本方針

- 人命の保護が最大限に図られること。
- 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものにすること。
- 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 迅速な復旧復興に資すること。
- 施設等の整備に関しない施策と施 設の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行 われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、 国が中核的な役割を果たすこと。
- 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定･実施の方針

- 既存社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- 施設または設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮 すること。
- 民間資金の積極的な活用を図ること。
- 大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靱化基本計画の策定

※**国土強靱化に係る国の他の計画等の指針**となるべきものとして、**国土強靱化基本計画を定める**こと。

評価結果に基づき策定

脆弱性評価の結果の検証

○策定手続

◆案の作成（推進本部）

※都道府県、市町村等の意見聴取

※透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

◆閣議決定

○記載事項

- 対象とする施策分野
- 施策策定に係る基本的指針
- その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

脆弱性評価の実施

※国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

- 推進本部が指針を作成。
- 最悪の事態を想定し、総合的・客観的に行う。
- 関係行政機関の協力を得て実施。

国土強靱化地域計画の作成

調和

※**国土強靱化に係る都道府県･市町村の他の計画等の指針**となるべきものとして、**国土強靱化地域計画を定める**ことができる。

［都道府県・市町村が作成］

指針となる

国の他の計画

（国土強靱化基本計画を基本とする）

指針となる

都道府県･市町村の他の計画

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

都道府県･市町村による施策の実施

国土強靱化推進本部の設置

※国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。

【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長，国土強靱化担当大臣，国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣

※本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

○ 国土強靱化の推進を担う組織のあり方に関する検討

○ 国民及び諸外国の理解の推進

国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）

○　「懇談会」及び「関係府省庁連絡会議」の議論を経て、平成25年５月28日に「国土強靱化推進に向けた当面の対応」が決定され、プログラムに係る優先順位づけを行った上で、ハード・ソフトの連携・他機関との連携に留意し、施策を企画立案。

国土強靱化に向けた当面の対応（H25.5.28）

○自然災害等に対する脆弱性評価

- 国土の強靱性を確保する上で、**起こってはならない45の事態**を整理。

「食料等の安定供給の停滞」
「大規模な土砂災害等による死傷者の発生」
「ため池、ダム等の損壊等による二次被害の発生」
「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」　　等

- 各事態を回避するために必要な各省庁の**施策のパッケージを「プログラム」と規定**。

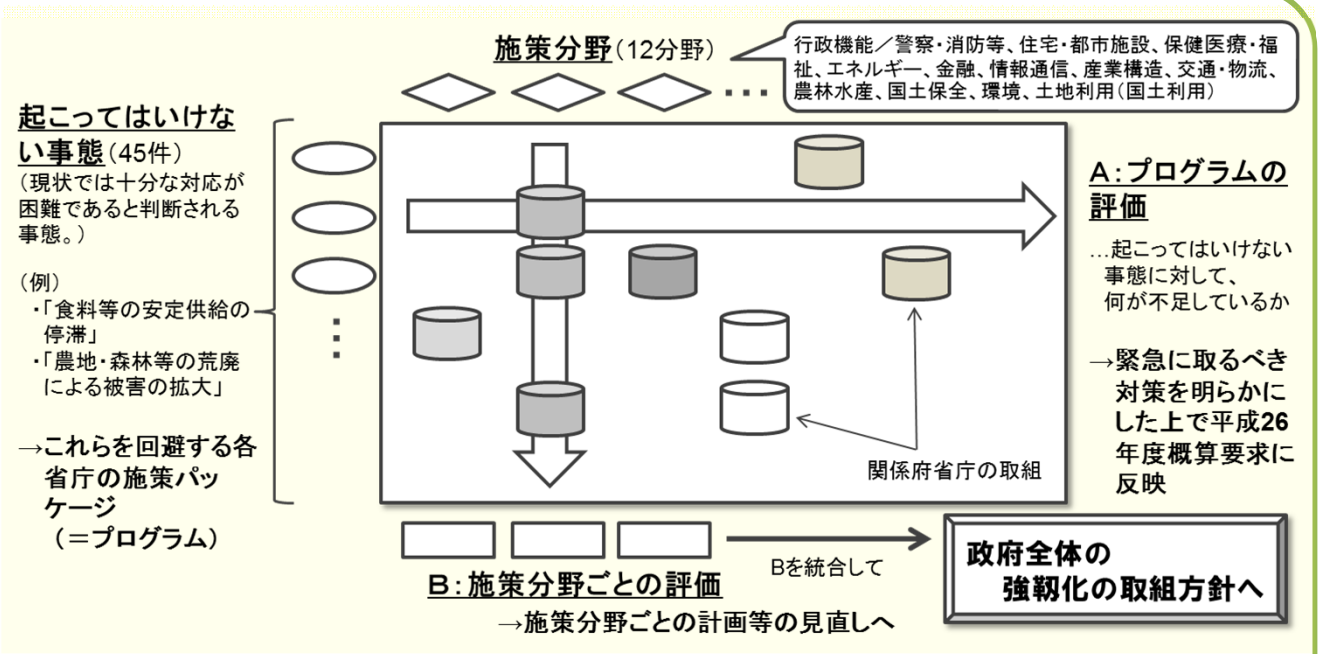

○プログラムの重点化・優先順位付け

- 国土強靱化担当大臣が、プログラムに係る**重点化・優先順位**について具体的に判断。

○施策連携

- 各省庁は、施策を企画立案する場合は、各プログラムの目標に照らして、**必要性・有効性・効率性を評価**。その際、**ハード・ソフトの連携・他機関との連携**に十分留意。

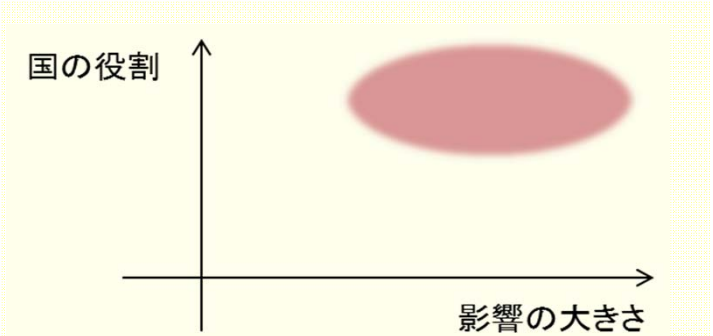

プログラムの重点化・優先順位付けの考え方

国土強靱化（４５のプログラム）

基本目標

Ⅰ．人命の保護が最大限図られる
Ⅱ．国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
Ⅲ．国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
Ⅳ．迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起こってはならない事態
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		首都圏での中央官庁機能の機能不全
		地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
		テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起こってはならない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		複数空港の同時被災
		金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		上水道等の長期間にわたる供給停止
		汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		地域交通ネットワークが分断する事態
		異常渇水等により用水の供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	市街地での大規模火災の発生
		海上・臨海部の広域複合災害の発生
		沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		有害物質の大規模拡散・流出
		農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

備考：□は重点化すべき15のプログラム

○　国土強靱化基本計画の基となり、国土強靱化の施策の推進、関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化政策大綱」が、平成25年12月17日に国土強靱化推進本部において決定。

国土強靱化政策大綱　（別紙3）施策例より抜粋）

【個別施策分野】

9．農林水産

○　農林水産物・食品等の生産段階から加工、流通段階までを含むサプライチェーンが巨大災害発生時においても機能維持するよう、生産基盤・施設等の長寿命化対策・耐震化等のハード施策を推進。

○　近年頻発する集中豪雨や地震・津波等の大規模災害の発生を踏まえ、ため池等農業用用排水施設・漁港施設等の耐震対策、湛水防除、地すべり対策、避難路・避難場所の確保、防波堤と防潮堤による多重防護等の津波対策などのハード対策を点検・調査結果等に基づき推進。

○　農山漁村のハザードマップの作成・周知や施設の保全管理体制強化、地域コミュニティの維持・強化等のソフト対策を組み合わせ、農地等のみならず、人命・財産等を被害から守れるよう、事前防災・減災に向けた総合的な災害対応力の強化を関係機関が連携しつつ推進。

○　地域コミュニティとの連携、自然との共生に配慮しつつ、農地、森林の整備及び保全を推進。

○　農山漁村に豊富に存在するバイオマス、水、土地などの資源を活用した再生可能エネルギー発電の導入を促進し、地域における安定的な電力供給や分散型のエネルギーシステムの構築を推進。

【横断的分野】

2．老朽化対策

○　「インフラ長寿命化基本計画（基本方針）」に基づき「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の策定を推進。また、これらの計画に基づき、インフラの戦略的な維持管理・更新に取り組むことにより、地域の安全性を確保するとともに、トータルコストを縮減・平準化。
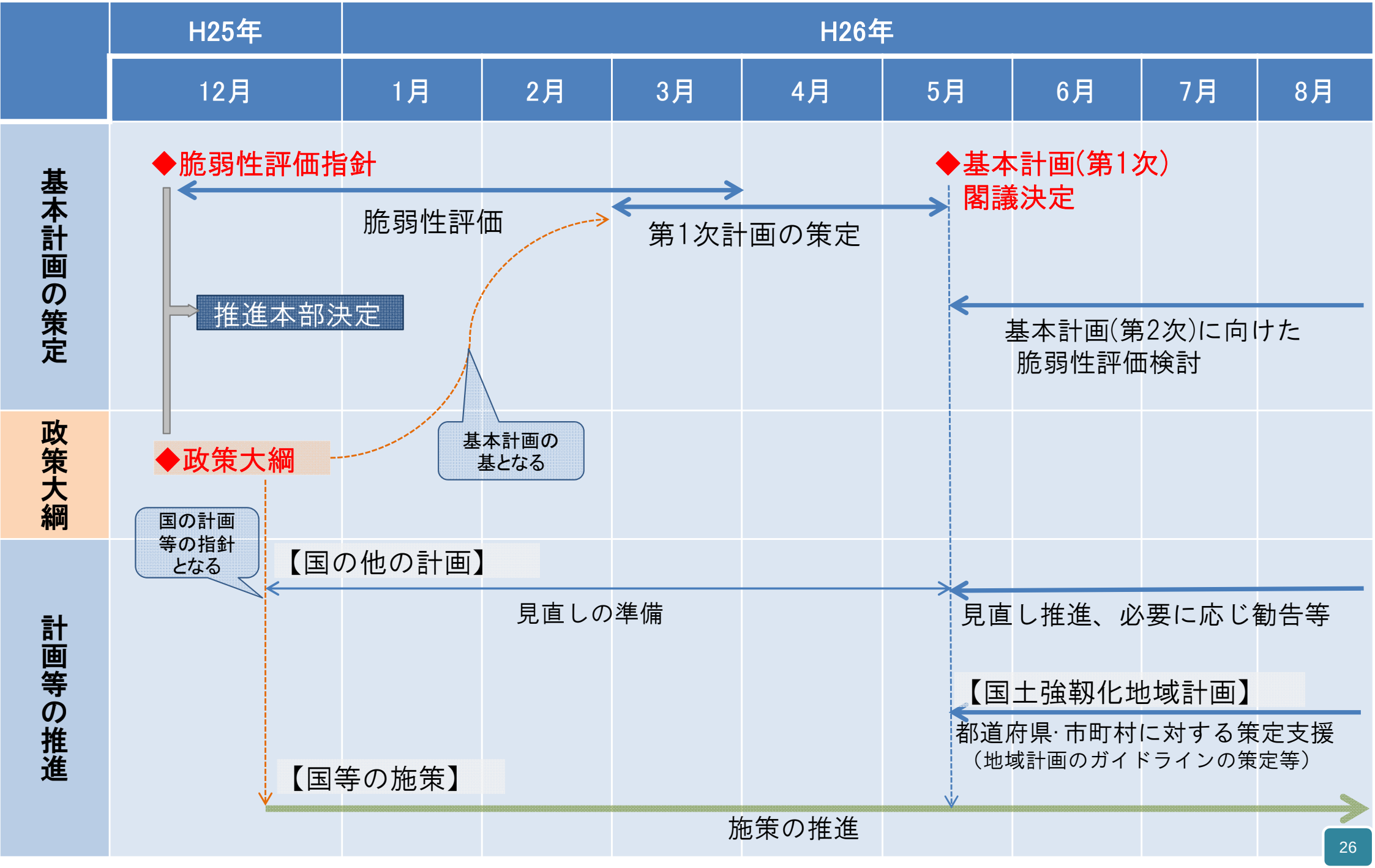
国土強靱化の当面の推進スケジュール